

# 整備編の見方

## 1 整備箇所

### ■ 基本的な考え方

障害者等の方々をはじめ、誰もが自分の意思で、安全で自由に行動できるよう、整備箇所ごとに配慮すべき基本的な考え方を示しています。

### ■ 適用施設

- 福祉のまちづくり条例に規定された整備基準に適合することが必要な建築物の用途を示しています。

### ■ 整備基準

- 1 整備項目 ●福祉のまちづくり条例に規定された整備基準を示しています。適用施設の建築等をしようとする者は、この整備基準に適合させる必要があります。

### ■ 誘導基準

- 1 整備項目 ○福祉のまちづくり条例に規定された整備基準より充実した整備水準として、適合に努めることが望ましいものとして示しています。

#### 整備の例

マニュアルの図解は整備基準や誘導基準でしめた内容の理解しやすいよう、基本的な図や一例を示しています。

この整備編において、高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)をバリアフリー新法とします。